

右全く同文にて、更に五年にも建てたる也。さて改作所舊記元祿十三年の條に、

江戸より指越候被仰出寫

御郡方駒撰申儀奉親候處、下にて撰立、入御覽候迄久々相待候儀、尤飼料牽料代等被下候へ共、百姓共難儀仕管に候間、惣別御郡方之駒撰申儀、指止可申旨被仰出候間、此旨御奉行中へ御申談被成、駒分人々勝手次第に仕候様に御申渡可被成候。以上。

井口甚三郎

當春帳面に爲御記被遣候駒共之儀、無構脇賣仕候様、馬主共可被仰渡候。併馬主持立上申度など、申分は、勝手次第に存候。則相役井口甚三郎、江戸より指越候被仰出之寫進候。以上。

三月五日

大音三四郎

在江戸 井口甚三郎

永原 權丞様

長瀬湍兵衛様

右之如く、元祿十三年の春、江戸に於て綱紀卿仰出されし

に依りて、今年より馬市といふ事をば止められたり。改作所舊記正徳四年の條に、左の書面を記載せり。

先年御郡方寄馬被爲仰付時分、御見分之上御撰立御馬に懸り候へば、入御覽候迄、飼料大豆一疋に付一日二升宛被爲下之候。

一、寄馬之内、三歳より五歳迄之馬被爲召上候得ば、古は馬により馬代増減被爲仰付被下之、其後馬一疋之馬代拾枚宛被爲下候。但二歳駒は、一疋に五枚宛被下候。

一、先年市馬被爲仰付時分、被召上候得ば、馬代無御領、馬により増減被仰付、馬代被爲下候。

午正月廿日

右は御郡奉行へ書出し候哉否、宛所も無之、田井之留帳に載在之と左註せり。又享保三年の條に、左の書簡を載せたり。

石川郡・河北郡駒帳、昨日被指越、則達御聽候處、天氣次第手寄之所迄牽候様被仰出候間、去々年之通、石川郡分は古堂形、河北郡分は新堂形迄牽奉候様に、可被仰渡候。尤牽參候日限等御極次第、前かど御申聞可被成候。其節彌

可申談候。以上。

正月廿七日

石川 文右衛門

鈴木清太夫

山崎久兵衛様

本保才三郎様

右之通申來候に付、紙面寫遣候條、可得其意候。駒御覽之儀、御指急被仰出候間、先達而申來候。左候へば天氣見合候而は、延引に可罷成候間、二・三月中にも、追付御當地に爲牽出可然存候。夫々申談、彌牽出候日限相極、明日於役所可及案内候。其趣を以、右兩人に可申達候。以上。

正月廿七日

山崎久兵衛

本保才三郎

石川・河北十村共宛名

右書簡にて見れば、享保の初頃に至りては、石川・河北兩郡の駒共をば金澤堂形へ牽出させ、藩侯の召料の駿馬を撰ばしめられしと聞ゆ。是も後には止められしとぞ。

○馬市並加能越牧馬事略

古令の厩牧令に、凡諸道置驛馬。大路廿疋。中路十疋。小路五疋。使稀之處國司量置。不必須足。皆取筋骨強壯者宛。每馬各令中々戶養飼。若馬有闕失者。既以驛稻市替。其傳馬每郡各方。皆用官馬。若無者以當處官物市宛云々。また凡驛傳馬。毎年國司檢簡。其有大老病不堪乘用者。隨便賣。得直若少。驛馬添驛稻。傳馬以官物市替。と見れ、貨賣は義解に謂於貨物轉賣。とあり。延喜兵部式に、凡諸國驛馬。皆買百姓馬堪騎用者置之。不得買用國司私馬。と見れ、同主稅式に、驛馬直法。加賀・能登・越中云々等十八國。上馬四百束。中馬三百五束。下馬三百束。とありて、上代は稻を以て賣買をなしたり。右は上古の規則なるを知るべし。さて馬市とて、市場にて牧馬を交易する事は、中古より初りたるならんか。源平盛衰記卷十九、佐々木高綱近江國にて駄馬を奪取る段に、草鞍置きたる馬を追ひて男一人見ね來る。和殿はいづくの人ぞ、何れへ渡るぞと問へば、是は粟太の者にて候が、蒲生郡小脇の八日市へ行く者也云々。遙の市より重荷を負せて歸らんずれば云々。といふ事見られたれど、是は馬市にはあらずり。抑、吾加賀